あだち広報

人権特集号

第1224号
12/3
1998年平成10年

●発行／足立区 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 ☎3880－5111㈹ 編集／企画部広報課 ＦＡＸ3880－5610

思いやりの心、見つめ直そう

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」という「世界人権宣言」が採択されたのが、1948年（昭和23年）12月10日の第3回国連総会。今年で50周年となる現在でも、私たちの身近なところで、様々な人権問題が起きています。この機会に、家族や職場で人権問題について考え話し合い、思いやりの輪を広げていきましょう。

世界人権宣言・人権擁護委員制度 50周年記念月間

12月1日～31日

◀世界人権宣言50周年記念月間ポスター

男女共同参画社会を目指して

国際婦人年以降、女性を取り巻く環境は大きく変化してきました。女性の社会進出が進み、地域活動や生涯学習の場などでは女性のリーダーが増えています。また、政治や審議会・委員会などへ女性自らが「積極的に参画して行こう」という社会的気運も高まりを見せています。

本年6月に公表された「（仮称）男女共同参画社会に関する基本法」の論点整理では、基本理念の一つとして「人権の確立」が掲げられています。この精神は、憲法にうたわれた基本的人権の遵守という意味で、どうしても達成しなければならない重要な課題だからです。

残念ながら夫や恋人からの暴力や子どもへの性的虐待、また最も女性の尊厳が脅かされている売買春やセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権を侵害する様々な行為がいまだに行われています。こうした問題が起こる背景を男女ともきちんと認識し、互いの人権を尊重し、真のパートナーとなることが、今、求められています。

また、相変わらず「男は仕事、女は家庭」といった、固定的伝統的な性による役割分担（性別役割分業観）も根強く残っています。共働きの家庭を見ましても、多くの女性は、仕事と家庭の二重の負担を強いられているのではないでしょうか。

すべての人々が互いの人権を尊重し合い、自由な意思と責任を持ち、生き生きと暮らせる社会、「男女共同参画社会」を実現するためには、私たち一人ひとりが、もう一度、家庭や職場そして地域を見つめ直すことが必要です。

国際化時代と正しい人権意識

足立区には、多数の外国人が居住し、滞在しています（今年10月1日現在の外国人登録者は1万7千10人）。しかし、外国人が地域で生活していくには、言語をはじめ、文化や習慣、社会制度の違いなど、様々な不便さや不自由さがあります。

こうした現実に対し、外国人も自ら日本語の習得をはじめとして、日本の生活習慣、地域社会のルールなどを学び、理解することが大切です。同時に地域社会では、国籍を問わず、地域で生活する住民として共生できる、開かれた社会づくりが必要です。

地域の国際化には、一人ひとりの区民が多様な価値観や文化を柔軟に受けとめ、日ごろから外国人との交流を行うなど、お互いの文化の共通点や違いを正しく理解し、認め合うことが必要です。また、何よりも大切なことは、人種や民族、宗教などによって、人を差別することのない人権意識が欠かせません。

地域で生活する者として、日本人、外国人を問わず、お互いの人権を尊重しあい、共に住みよい地域社会の実現に努めていくことが求められています。

共に生きる社会の実現を

国連の「障害者の権利宣言」を幕開けとして、障害者福祉は、障害者が障害を持たない人と同等に生活し、活動する社会を目指す、「ノーマライゼーション」の理念の下に「完全参加と平等」を目標に進められてきました。

「国連・障害者の10年」に引き続き、平成5年から「アジア太平洋障害者の10年」が始まり、我が国では「障害者基本法」が平成5年12月に成立しました。

この基本理念には「すべての障害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」とうたわれています。

平成7年12月には、「障害者プラン」が政府で決定され、足立区においては、平成9年9月に「地域保健福祉計画」を改定しました。

障害を持つ人も、持たない人も共に幸せを求め合う区民、仲間としてすべての人の参加による平等な社会づくりを目指し、共に生きるまち、足立区を築いていきましょう。

人権尊重教育の推進

区教育委員会では、学校教育における重要な課題として「人権尊重の教育」を掲げています。

教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家および社会の形成者を育成するものです。そのためには、人間尊重の精神を育成することが極めて重要です。

各学校では、教育活動のすべてにおいて、あらゆる偏見や差別をなくし、個人を尊重する基本的人権尊重の教育を徹底することで、児童・生徒が相互に理解し、尊重しあえる心情と態度を育てることを推進してきています。

また、障害のある人に対する理解を深めるとともに、連帯感と共生をはぐくむ教育の推進に努めてきています。

さらに、人種や民族、性別等を異にすることによって、児童・生徒の人権が損なわれることのないように、配慮の行き届いた教育を推進してきています。

世界人権宣言50周年 記念月間の強調テーマ

○考えよう　――あなたの人権　わたしの人権――
世界人権宣言50周年
○21世紀にふさわしい人権意識を育てよう
○子どもの人権を守ろう
○高齢者を大切にする心を育てよう
○部落差別をなくそう
○女性の地位を高めよう
○エイズに対する偏見をなくそう
○障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
○外国人に対する差別、偏見をなくそう
○環境保護の理解を深めよう

いじめ110番

気がついたとき、すぐ相談

☎3880-5577

教育委員会指導室

児童の権利条約について

「児童の権利に関する条約」（以下児童の権利条約）制定の背景には、世界の多数を占める開発途上国において、不当な扱いを受けている児童を保護し救済することがありました。しかし、先進諸国においても不当な扱いを受ける児童が増えている実情から、1989年（平成元年）11月国連総会で採択され、日本においても1994年（平成6年）4月批准され、5月22日から効力を発揮しました。

この「児童の権利条約」の内容については、既存の各種法律で十分に対応できるものですが、学校教育および社会教育を通じ、広く国民の基本的人権尊重の精神が高められるとともに、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないとしており、これらのことについて、広く国民の理解が深められるよう一層の努力を求めるものです。

人権問題でお困りの方はご相談を

区内には、人権を尊重する考えを広め、人権を侵された人を救済する人権擁護委員がいます。

人権擁護委員は、区長が議会の同意を得て推薦し、法務大臣から委嘱されます。

人権を無視されたり、差別を受けている人は、お気軽に下表の人権擁護委員にご相談ください。

また、次代を担う子どもの人権を積極的に擁護するため、人権擁護委員の中から「子どもの人権専門委員」を指名しています。

なお、区では毎月第2火曜日、午後1時から3時まで**人権身の上相談**を区役所・区民相談室で行っています。相談はいずれも無料で秘密は固く守ります。

問先＝広聴相談係 ☎（3880）5111㈹

人権擁護委員名簿　平成10年11月1日現在

氏名	住所	電話番号
野中廣司	〒121-0813 竹の塚2-32-17	3859-4050
丹野澄子	〒121-0012 青井6-16-6	3886-8564
海老原幹雄	〒123-0843 西新井栄町1-5-5	3886-7375
●荒井智恵子	〒123-0845 西新井本町2-21-3	3890-1857
伊集院實	〒120-0044 千住緑町2-10-18	3881-3885
高橋忠男	〒120-0044 千住緑町2-20-3	3870-1340
山野井朝子	〒123-0853 本木1-21-6	3886-0351
油井久仁子	〒121-0074 西加平1-1-10	3883-0558
大木治子	〒120-0015 足立2-8-11	3889-5763
篠田昭	〒123-0874 堀之内1-5-2	3899-3915
荒木孝壬	〒120-0034 千住5-21-1	3881-2032
江川勝	〒123-0841 西新井5-33-1	3890-2068

●印は「子どもの人権専門委員」です

世界人権宣言50周年 講演と映画の集い

人権問題をより正しく理解し、差別のない明るい社会を築いていくため、次のとおり「講演と映画の集い」を開催します。

また、区内小・中学校の人権ポスターコンクールの表彰式も行います。

日時＝12月9日㈬、午後1時30分～5時　**場所**＝区役所庁舎ホール　**講演**＝「近代100年に見る差別の歴史－国立歴史民族博物館の展示を担当した経験から－」　**講師**＝新井勝紘氏（国立歴史民族博物館助教授）　**映画**＝「残照の中で」　**表彰式**＝第15回人権ポスターコンクール入賞者　**問先**＝同和対策担当 ☎（3880）5111㈹

差別のない心豊かな社会をめざして
～同和問題の理解のために～

あなたのまわりで差別は起きています

昨年から今年にかけて、都内では差別ハガキ事件が発生しています。これらの中には、特定の個人に対し、同和地区出身者の公表等を内容とする脅迫的な差別ハガキも送付されています。

同和問題は、同和地区出身であるという、ただそれだけの理由で、結婚や就職をはじめ様々なことで差別を受け、人権を不当に侵害されている問題です。

この差別ハガキが、同和地区の人々を侮辱するばかりでなく、新たな部落差別を引き起こす悪質なものであることは言うまでもありません。さらに、当区では企業による就職差別事件や差別張り紙事件も発生しています。差別は、あなたのまわりで今も起きています。

部落差別の原点は

同和問題は、江戸時代の封建体制の政治、経済の仕組みの中でつくられた身分制度に由来するものです。徳川幕府は、民衆支配の必要から、武士を頂点とした「士・農・工・商」という身分を定め、さらに「えた・ひにん」という一層低い身分を設けました。

この最下層の身分の低い人々は、生活環境の悪い地域に強制的に住まわされ、職業、結婚をはじめ服装から髪型まで制限されるなど、あらゆる面で、人間としての自由と権利を奪われました。

幕府は、このような目にみえる差別を作り出すことにより、重い年貢米や幕府の厳しい政策に苦しむ農民や町民たちの不満をそらそうとしたのです。「上見て暮らすな、下見て暮らせ」というたとえのように、誤った優越感や自己満足であきらめさせようという、人間の弱さをついた卑劣な民衆支配でした。

明治時代に入り、政府は1871年（明治4年）に解放令を発布し、「士・農・工・商」の身分制度をなくしました。

しかし、この解放令は、身分と職業が平民並みに扱われることを宣言したのにとどまり、同和地区の人々が実質的に差別と貧困から解放される政策を伴ったものではありませんでした。

第二次世界大戦後、基本的人権の尊重を柱とする日本国憲法が制定され、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」等により、生活環境の改善などの具体的な対策がとられ、成果もあがってきています。

しかし、今なお同和地区出身者に対する多くの人権侵害が発生しています。

差別をなくそう

私たちの身のまわりには、部落差別をはじめ、性による差別、民族・人種差別、障害者差別など様々な差別問題があります。

これらの差別に共通することは、本人の責任の有無にかかわらず、人間の尊厳や基本的人権が侵害され、厳しい日常生活を強いられていることです。

この差別を解消するためには、行政の啓発活動などの努力はもとより、企業の活動姿勢、さらには、社会的に影響力の強いマスメディアなどの地道な取り組みが欠かせません。

そして、何よりも大切なのは、自らの身のまわりにある偏見や様々な差別を自分の問題として理解し、その不合理な実態を正しく認識することです。その上、私たち一人ひとりが差別を受けている相手の立場に立って差別の意味を理解し、差別や偏見をなくすために、家庭や、地域社会、学校や職場などの身近な生活において、自分のできることを実践していく日常的な取り組みが大切です。

そうすることが、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消する契機となります。

心豊かな社会をめざして

「すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と第一条でうたっている世界人権宣言が、国連で採択されてから今年で50年目にあたります。

この宣言により、人権を守る動きは大きく進んできました。しかし、現実は、今なお、部落差別をはじめ、多くの差別が存在しています。

この機会に、新たに人権について考え、私たちのすべての人の心から偏見と差別がなくなる日まで、絶え間ない努力をし、心豊かな明るい社会を、力をあわせて築いていきましょう。

※文中に「えた・ひにん」など差別用語がでてきますが、このような表現を日常会話や、文章で使いますと、差別や人権侵害になることもありますのでご留意ください。

人権作文

平成9年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会優秀賞作品

「人権と差別」

第十六中学校　土橋　練子

「すべての国民は個人として尊重される」この憲法十三条を読んだ時、私は首をかしげてしまった。「すべての国民」には、大人も子供も男も女も障害がある人、健康である人すべての人が含まれているはずである。テレビで毎日のように聞かされるいじめ。新聞では「いじめを苦に自殺」などという大きな見出しが目を引く。障害者を守るべき施設における体罰など驚くような事が後をたたない。

今や「いじめ」や「人権」という言葉があちこちで飛びかい、まるで流行語のようになってしまっている。果たしてこれらの言葉の本当の意味をわかっている人はどのくらいいるのだろうか。言葉だけが常に先走っているように思う。私もそうだった。マスコミが子供の人権、いじめ、障害者への差別などと騒ぎ立てていても、それは私の頭の中を素通りしていくだけだった。

私はひとつの大きな出会いに恵まれた。幼稚園の頃から習っていたピアノの教室を四年生の時に変えたのである。そこで出会った先生が私にまったく知らない世界を教えてくれた。この先生と出会うまでは障害を持っている人に対してまったく無関心だった。何も考えていなかった。そして何も感じなかった。こんな私に考える機会を与えてくれたこの出会いは「運命」といっても過言ではないと思う。

幼い頃、高熱を出し、脳に障害が残ってしまった。この先生の息子である。普通の子と同じような生活ができない。まわりの人達の手が必要なのだ。初めて会った時、まったく打ち解けてくれなかった。私はどう接してよいのか分からずその場にいるだけだった。母親である先生だけにしか心を開かず、週に一度しか会うことのない私にはなかなか慣れてはくれなかった。今では私のことを認めてくれていると思う。私はピアノに通うのが楽しみになるくらい大切な存在である。

先生は私が行くたびにいろいろな話を聞かせてくれる。小さい頃はよく熱が出て病院がまるでお友達のようだったという。一日に何種類もの薬を飲ませ、常に体温に注意を払い、それは大変だったらしい。先生はその苦労をあまり強調しないが、緊張と不安でいっぱいだったに違いない。

一定のペースで訓練所に連れて行き、障害者たちを厳しい訓練師が指導するという。こんなにもがんばっているのに、心ない人は、外見が普通とは違っているという事だけで、障害者へ奇異な視線を向ける。「なぜ…本人も家族もがんばっているのに」私は心の中でそう叫んだ。障害者に対してばかりでなく、外見で人を判断してはぜったいにいけないという事を、私は先生と彼から学んだ。

毎日8時間、ボールペンの先をつける内職がある。給料は月に二千円。現実の話だとは思えなかった。障害者がやっているから、ただそれだけでこんなにも差が出るなんて…。二千円でどう生活していけというのだ。私は強い怒りと共に、深い悲しみでいっぱいになった。

最近先生がよく言うことがある。「今の環境では安心して遊ばせることもできない。障害者の施設がまだまだ少なすぎる。だから親たちがいろいろな場所に行って呼びかけ、訴えているんだよ。」と。今の私には何もできない。でも何らかの形で役に立てないかと考えた。そのとき初めて自分の未熟さを痛感した。半人前なだということをつらく思った。将来、こんな人達の役に立てる仕事につけたらどんなに素晴らしいだろう。私はまだ進むべき道を決めていない。この先、どんな時代になっていくのかもわからないが、その中でどれだけ自分らしく生きていけるか、これが重要になってくると思う。そしてどんな時代になってもぜったい差別を許さない強い心を持つ人が一番輝いているはずだ。私は先生のように心のきれいな人になりたい。私は人を大切にしようと思う。そうすることで人権が守られると思うから…。

私がこの先生と出会っていなかったら、障害を持つ人の生活を知らないまま大人になっていたに違いない。そして外で出会ったその人たちを特別な目で見てしまう人間になっていただろう。私はこの先生と出会えたことをとても幸せに思っている。障害がある人への思いやる気持ちが私を大きく成長させてくれたように思う。この世界から差別がなくなること、みなが平等に暮らしていけることを、願わずにはいられない。

※ほかに奨励賞として、石塚修子さん（第十六中）と藤田真樹さん（花保中）が入選されました

第15回人権ポスターコンクール入選者発表

このコンクールは、人権の大切さを広く児童・生徒に認識してもらうための啓発活動のひとつとして行っています。区内の小・中学生から千92点の応募があり、厳正な審査の結果、次の方々の作品が入選しました。（敬称略）

〈小学校の部　金賞〉
野宮綾さん（千寿第三小）

［小学校の部］

☆金賞　野宮綾（千寿第三）

☆銀賞　江藤由香（千寿第三）・山田彩奈（千寿第三）・青木絵理（千寿桜）・林由布子（千寿第八）・浅野まな香（西新井）・渡邊ら夢（扇）・室田修平（梅島第一）・鈴木杏奈（梅島第二）・小原望由紀・猿渡脩平・木村衣里・浅井麻衣（綾瀬）・今村彩・長浜里帆（中島根）

☆銅賞　金子友紀（千寿第八）・金子芳（西新井）・藤本希（興本）・小林由佳（寺地）・石川真菜美（梅島第二）・城間愛里（島根）・津島端樹・堀口未帆（五反野）・中山尚美・市川奈々・山崎春菜・金光泰孝（弘道第一）・服部実希子・岡なつき・椎橋亮・山本圭介・小森圭智・臼倉恭平・瀬尾幸孝・丸田和輝（綾瀬）・長浜美沙（中島根）

［中学校の部］

☆金賞　片岡朋子（江南）

☆銀賞　松下美紀（第二）・川崎光美（第七）・柏木美香・楡井詩織・冨高由紀子・手塚麻里（第十四）

☆銅賞　天野奈保子・芝久美子・武井なつき（第四）・田口菜奈子（第七）・畔上美穂（第十四）・関根奈々絵（第十八）・小林大介（渕江）・舟橋利哉（青井）・清水拓（西新井）

このほか、佳作も多数選ばれました。

〈中学校の部　金賞〉
片岡朋子さん（江南中）

R70 古紙配合率70%再生紙を使用しています
O.K　240,000